

令和7年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、県内施設等で就労している技能実習生及び1号特定技能外国人（以下「技能実習生等」という。）に対し集中的な介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）に向けた集合研修を実施することで、国家試験に合格できる技能実習生等を養成し、長期にわたり介護分野で活躍する外国人材を確保することを目的とする。

2 業務内容

（1）受講者の募集及び受入施設等との調整

- ・研修の対象者（以下、「受講者」という。）は下記ア、イ合わせて45名以内とすること。
 - ア 今後国家試験を受験する予定である県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人（25名程度）。
 - イ ベトナム・ロンアン省と連携して行う介護人材の育成・送出・受入れプログラム「茨城県コース」技能実習生等（20名程度）。
- ・アの受講者の募集及び選抜、ア及びイの受講者に係る受入施設等との調整を行うこと。

（2）介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした介護福祉士国家試験合格のための集合研修の実施

① 研修内容・取組

- ・受講者が国家試験に合格できるよう、介護に関する専門知識及び日本語能力向上を目的とした研修内容とすること。
- ・研修の実施回数は、原則各クラス月4回以上とすること。
- ・上記の内容以外で、受託者が受講者の知識習得や能力向上に効果的と認める取組。

② 研修体制

- ・県内各地域での受講が可能となるよう、原則オンラインでの研修とすること（ただし、必要に応じて実地研修等を行うことは差し支えない）。
- ・研修講師は、下記ア、イの要件を満たす者が望ましい。
 - なお、研修講師を複数名設置する場合は、複数名ですべての要件を満たすこと研修体制を組むこと。
 - ア 介護の現場経験を1年以上有すること。または、介護に関する研修（初任者研修や実務者研修）を修了、もしくは介護福祉士であること。
 - イ 日本語教師に関する研修や講座等（日本語教育能力検定試験や日本語教師養成講座、大学における日本語教師養成課程）を修了、または登録日本語教員であること。
- ・必要に応じて通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・受講者の入国年次等によって介護知識及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、個々の能力等を把握したうえで、効果的な研修体制を組むこと。
- ・受講者の能力等に応じて、複数のクラスに分けて研修を行うこと。なお、最低1クラスは今年度国家試験を受験する受講者向けとすること。

③ 研修成果等の確認

- ・研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしたうえで、研修実施前に研修計画を作成すること。
- ・国家試験後に受講者に対しテストやアンケート等を実施し、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組みを行うこと。
- ・受講者が勤務する介護事業所等に対し、学習状況や学習成果を月1回程度報告すること。

④ 研修期間

4月は受講者の募集や取りまとめ、クラス分け等を行い、おおむね5月から3月までを研修期間とすること。なお、研修期間は国家試験受験等を考慮し、設定すること。

⑤ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

⑥ 受講料等

受講者については、原則として、受講に係る費用（模擬試験等の受験料や教材費含む）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。

なお、実地研修を行う場合の会場までの旅費や、オンライン研修に係る機材の購入等の費用については、受講者負担とすること。

3 目標

本事業は、今年度国家試験を受験した受講者の合格率50%を目標とする。

4 その他

研修に係る細部については、必要に応じて茨城県と受託者が協議して定めるものとする。

なお、受講者数が45名を超えた場合、受講者の増加に係る委託料の増額は行わない。